

地域再生中小企業創業助成金のご案内

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用失業情勢が厳しい地域（21道県）において、地域の重点分野（地域再生分野）で創業を行う中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域（※1）に対する「第1種」と、それ以外の地域（※2）に対する「第2種」があります。

※1 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県

	創業支援金	雇入れ奨励金
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費の1/2 ●上限金額 雇入れ5人以上 500万円 雇入れ5人未満 300万円 	雇入れ労働者1人当たり 60万円
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ●対象経費の1/3 ●上限金額 雇入れ5人以上 250万円 雇入れ5人未満 150万円 	雇入れ労働者1人当たり 30万円

◆受給するには、以下を含むいくつかの要件を満たす必要があります

- 雇用保険の適用事業主（中小企業事業主）であること
- 創業から6カ月経過する日までに、事業計画の認定申請を行っていること
- 地域再生分野（道県ごとに3分野）に該当する事業を行っていること
- 支給申請日において、助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
- 雇い入れた労働者は、雇い入れ当初より、雇用保険の一般被保険者で、雇用期間の定めがないこと
- 雇い入れた労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- 雇い入れた労働者は、一般公募など通常の採用手続きを経ていること

宮城県の 地域再生分野

1. 食料品製造業

2. 飲食料品小売業

3. 社会保険・社会福祉・介護事業

※詳細は、労働局またはお近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省、宮城労働局、ハローワーク

地域再生中小企業創業助成金の 支給額・支給要件が変わります(平成23年6月1日より)

「地域再生中小企業創業助成金」は、雇用失業情勢が厳しい地域(21道県)において、地域の重点分野(地域再生分野)で創業を行う中小企業事業主に対し、その創業経費および労働者の雇入れ経費を支援する助成金です。雇用情勢が特に厳しい地域(※1)に対する「第1種」と、それ以外の地域(※2)に対する「第2種」があります。

※1 北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※2 宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県

変更内容

(今後、再度変更の可能性もあります)

1 助成対象となる分野(地域再生分野)が、6分野から3分野になります

宮城県の地域再生分野は、

- ①食料品製造業 ②飲食料品小売業 ③社会保険・社会福祉・介護事業

2 支給額が変更になります

○創業経費に対する助成について

第1種の上限額(対象経費の1/2)

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **1,000万円**

5人未満の場合 **600万円**

第2種の上限額(対象経費の1/3)

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **500万円**

5人未満の場合 **300万円**

Uターンによる創業の場合は、第1種と同額

○創業経費に対する助成について

第1種の上限額(対象経費の1/2)

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **500万円**

5人未満の場合 **300万円**

第2種の上限額(対象経費の1/3)

創業・雇入支援対象労働者が

5人以上の場合 **250万円**

5人未満の場合 **150万円**

Uターンによる創業の特例を廃止

3 雇入れ奨励金に新しく要件が加わります

(雇入れ奨励金 第1種:労働者1人当たり60万円
第2種:労働者1人当たり30万円)

- ◇ 支給申請日において助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること
対象労働者は、
- ◇ 雇入れ当初より雇用保険の一般被保険者であり、雇用期間の定めのない労働者として6か月以上雇用されており、1週間の所定労働時間が30時間以上であること
- ◇ 一般公募など通常の採用手続きを経て採用していること

4 追加創業支援金は廃止します

※新制度による支給対象は平成23年6月1日以降に創業した事業主となる予定です。

詳細は、労働局またはお近くのハローワークにお問い合わせください。

 厚生労働省、宮城労働局、ハローワーク